

6-1

検閲と検定

- 憲法21条2項は「検閲は、これをしてはならない」と定めている。
- 「検閲」というのは、表現が公衆に発表される前に、国などの公の機関が、発表内容を審査し規制する(禁止、制限、修正など)ことをいう。たとえ、有害と思われる文書等であっても、発表前に規制することは許されない。
- 学校で使う教科書は、執筆者が原稿を文部科学省に提出して、誤りなどがなければどうかを審議官が審査する。これを「検定」という。検定に合格して初めて教科書として印刷・出版され、児童・生徒の手に届けられる。⇒「検閲」にあたらぬか問題となる。

6-2

家永教科書裁判 1

- ・東京教育大学(現在の筑波大学)の教授、家永三郎さんは、高校の「日本史」教科書用に執筆した原稿を、文部省(文部科学省)に提出した。文部大臣は検定不合格処分にした(1962年)。
 - ・翌年、家永さんは原稿を修正して再度申請したところ、300項目の修正意見がついた条件付き合格となった。
- ⇒家永さんは、意に沿わない原稿の書き換えを強いられ、精神的苦痛を受けたとして、国に損害賠償を求め提訴した。(第一次訴訟)。
- ⇒さらに、修正前の最初の原稿で再び検定申請したが、これも不合格処分 となった。家永さんは処分取り消しを求めて国を訴えた。(第二次訴訟)。

6-3 家永教科書裁判2－杉本判決1－

1970年、第二次訴訟の第一審判決=杉本判決が下された。

【第一論点、教育は誰のものか】

・憲法26条は子どもの教育を受ける権利を保障している。それに対応する教育をする責務は、「親を中心とする国民全体に担われる。」

⇒国民の教育権

・国家の責務は教育条件整備に限られ、「教育内容に介入することは基本的には許されない。」



6-4 家永教科書裁判3—杉本判決2—

【第二論点、教科書検定の許容範囲】

「教科書検定における審査は教科書の誤記、誤植その他客観的に明らかな誤り、...教科書についての技術的事項及び教科書内容が教育課程の大綱的基準の枠内にあるかの諸点にとどめられ(る)」

「教科書執筆者としての思想(学問的見解)内容を事前に審査する」ことは、憲法21条2項の禁止する検閲に該当し、...記述内容の当否に介入するものであるから、...違憲、違法である...。」

6-5 教科書検定—その後—

杉本判決から50年、教科書検定はどう変わったか。

- ・1980年代...「日本軍の侵略」⇒「進出」に書き換えさせる。
- ・2000年代...沖縄戦での軍命令による住民の「集団自決」
⇒削除。
...日本軍の従軍慰安所の設置⇒削除。
- ・2010年代...対立する問題について、政府見解の記述が
求められる。「削る検定」⇒「書かせる検定へ」

さらに、道徳教科書の登場！

冥府の家永さんは何というだろう。

教科書に政府見解記載
文科省、検定基準改定へ

7-1

社会権の保障

(A)憲法は個人の自由な生き方を保障するだけでなく、
(B)個人が人間らしく生きるための生活条件を保障するよう国や公共団体に要求する権利を認めている。

(A)の権利⇒自由権と呼ばれ、

(B)の権利⇒社会権と呼ばれる。

社会権として、憲法は以下の権利を保障している。

- ①生存権(25条)
- ②教育を受ける権利(26条)
- ③勤労者の労働基本権(27条、28条)

7-2 生存権—朝日訴訟1—

- 憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定め、国に社会保障の充実に努める責務を課している。この規定を受けて、生活に困窮する人を扶助する目的で生活保護法が作られた。
- 憲法のいう「健康で文化的な最低限度の生活」とはどんな生活水準のことだろうか—この問題を裁判を通して国と社会に問い、「人間らしい生活」の実現を求めて闘ったのが朝日茂さんだった。

7-3 人間裁判—朝日訴訟2—

- 朝日さんは結核を患い、国立岡山療養所で、闘病生活を送っていた。国から日用品費として毎月600円の支給を受けていた。音信があった実兄から、月1500円が仕送りされてきた。そのことを知った福祉事務所は600円の支給を打ち切るとともに、仕送り分から900円を医療費として天引きし、残り600円を朝日さんに渡した。
- 朝日さんは支給打ち切りの撤回と仕送り分のうち400円の支給を求め求めて裁判所に訴えた。(1957年)



7-4 人間裁判—朝日訴訟3—

- 裁判では二点争われた。一つは憲法25条が、国民一人一人に裁判所に訴える具体的な権利を保障したのかどうか、という点。もう一つは月額600円という支給額が「健康で文化的な最低限度の生活」を営むに足るものか、という点だった。
- 一審の東京地裁・浅沼裁判長は生存権の権利性を承認し、さらに国の保護水準は不十分だとして、朝日さんの訴えを認めた。
⇒「健康で文化的な生活水準とは、…国民に「人間に値する生存」、あるいは「人間としての生活」といいうるものを可能ならしめる程度のものでなければならない」。

7-5 人間裁判—朝日訴訟4—

- 二審の東京高裁は「保護基準はひどく低額だが、違法とまではいえない」として、朝日さん敗訴の判決をくだした。裁判所が算定した必要な日用品額は以下のようなものだった。

・肌着...2年に1枚(月額16円66銭) ・パンツ...1年1枚(月額10円)

...これらを合計すると月670円となり、70円不足するが、「違法とまではいえない」という判決だった。

◎朝日さんは歌に詠む。

「こみあぐる 無念は言わず 解放の道ひとすじに 歩まんとぞ思う」

その三か月後に息を引き取った。

7-6

朝日訴訟の意義

朝日さんが残した手記にこう書かれている。

「日本国憲法は国民の生活と権利を守る砦である。しかしその砦は闘いなしに実現することはできない。」

朝日さんの命をかけた闘いによって、国の生活保護基準は大幅に引き上げられた。「広く国民の権利意識と権利運動の形成にはかり知れないほどの影響を与えた。」と評される。

朝日さんが記したのと同じことを憲法12条もまた書いている。

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」

終わりに

- 憲法97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔追補1〕 個人の尊厳と両性の平等

- 民法750条は、婚姻に際して、夫または妻の姓を届けることを定めている。実際に届け出た夫婦の96%は夫の姓を称している。事実上、女性(妻)は婚姻を機に改姓を強いられる。「結婚を境に、自分の存在を失う」と感じる人もいる。改姓を嫌って届出をしないいわゆる事実婚を選択する夫婦も増えている。
- 憲法24条2項は個人の尊厳と両性の平等を立法の指針に定める。果たして、夫婦同姓は法の下での平等と個人の尊厳に反しないか。



(夫婦別姓訴訟原告)

〔追補2〕 夫婦別姓訴訟1

- 2011年、都内に住む事実婚の夫婦らが、夫婦同姓を強いる民法の規定は、個人の尊重や男女平等を定めた憲法に違反するとして、国を相手に国家賠償請求訴訟を起した。
- 最高裁は夫婦同姓を合憲とする一方、選択的夫婦別姓制度をとることも不合理ではなく国会の判断に任される、と判決した(2015年12月16日大法廷)。「夫婦同姓は我が国の社会に定着してきたもので、夫婦同姓制は家族を構成する一員であることを対外的に示し、識別する機能を持っている。」という理由だった。

〔追補3〕 夫婦別姓訴訟2

- ・最高裁判事15人の中に女性判事が3人いた。3人は全員、夫婦同姓は憲法24条2項に違反する、という意見を述べた。
 - 「姓の変更でアイデンティティーを失ったような喪失感を持つこともありえる。支障、負担はほぼ妻に生じている。」
 - 「夫婦同姓に例外を設けないことは、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とは言えない。」
- ・泉 徳治元最高裁判事は次のように多数意見を批判する。
 - 「少数者の人権を守ることができるのは裁判所しかない。」
 - 「判決は裁判所が果たすべき役割を果たして」いない。

泉 徳治さん
いすみ とくじ

